

# 社会福祉法人 中城村社会福祉協議会

## 会員制度について

### ❓ 社協会員制度って何？

社協活動を通じて地域福祉を推進し、地域の暮らしへ還元する仕組みです。

#### 会費の種類

★ 戸別会員(各世帯).....	年額	500円
賛助会員(役場職員、団体職員)...	年額	500円
団体会員(村内福祉施設、団体)...	年額	1,000円
特別会員(企業、団体、篤志家)...	年額	10,000円

住民の皆さまへは、戸別会費への協力をお願いしております。

### ❓ 会費はどのように使われているの？

#### 平成28年度会費を財源とした地域福祉活動の例

※寄付金、募金などと併せて、下記事業に活用させていただいております。

- ① **総合相談事業**
  - ・消費者生活相談、法律相談、行政相談
- ② **老人福祉**
  - ・給食サービス(週1回)
- ③ **障害者(児)福祉**
  - ・福祉車両貸出事業(通年)
  - ・ふれあいもちつき大会
- ④ **母子父子福祉**
  - ・夏休み親子工作教室の開催
- ⑤ **福祉育成・援助活動費**
  - ・社協だよりの発行(年4回)
- ⑥ **低所得世帯福祉活動**
  - ・法外援護事業(災害支援・低所得者支援)
  - ・低所得世帯紙おむつ等給付事業
- ⑦ **ボランティア育成**
  - ・ボランティアスクールの開催
  - ・ボランティア活動推進全般



社協会員制度は、同じ地域で暮らしている人々が、共に育みあい、支えあいながら、いきいきと地域で幸福に暮らしたいという、住民共通の思いを社協へ託していただくシステムです。

会員制度は、強制的に加入していただく制度ではございませんが、趣旨にご賛同いただき、是非とも会員加入と地域福祉の推進にご協力くださいますようお願いいたします。

